

継手専門業者の承認等に関する施行の細目

(平成15年3月28日技術開発担当部長決)

(目的)

第1条 この細目は、資材等審査委員会設置要綱(平成7年10月31日局長決。以下「要綱」という。)第2条の規定に基づき、継手専門業者の新規承認、承認更新、承認取消しに関する事項を定める。

(承認の申請)

第2条 継手専門業者からの承認申請書類は、別紙1のとおりとする。

(承認手続)

第3条 承認手続は、別紙2のとおりとする。

(承認基準)

第4条 継手専門業者の承認基準は、別紙3のとおりとする。

(書類審査)

第5条 承認申請書類については、事務局が書類審査を行う。なお、審査は承認用チェック用紙(様式-5)に基づき行う。

(作業部会)

第6条 管路資材分科会(以下「分科会」という。)の継手専門業者審査事項について、第1次審査及び会社検査等を行うため作業部会を設置する。

2 作業部会の審査事項は、継手専門業者の新規承認、承認更新及び承認取消しに関する事項とする。(申請書類及び会社検査完了後の状況に基づき第1次審査を行う。)

3 作業部会長は、第1次審査の結果を分科会へ報告する。

4 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長及び部会員は、別表1に掲げる者をもってあて、部会長は、作業部会員の中から分科会会長が指名する。

(審議請求)

第7条 工務担当は、承認申請書類の審査完了後に、作業部会に第1次審査を請求し、その結果を分科会に報告するとともに承認審査を請求する。また、会社検査完了後においても、作業部会に第1次審査を請求し、その結果を分科会に報告するとともに承認審査を請求する。

(会社検査願)

第8条 分科会の審査において、会社検査の実施が決定すれば、申請者から会社検査願(別紙1)を工務担当へ提出させる。工務担当は検査願のチェックを行う。

(会社検査)

第9条 分科会の審査を経て、会社検査を実施する。

2 検査は、書類上の検査、工具・機具等の検査、継手実地作業検査とする。なお、検査は、承認用チェック用紙(様式-7)に基づき行う。

また、工務担当は申請者と検査方法、検査年月日等について、協議のうえ決定する。

(検査基準)

第10条 検査の基準は、第4条の承認基準のとおりとする。

(会社検査の結果報告)

第11条 検査員は、検査完了後、遅滞なく会社検査実施報告書(様式-8)に承認用チェック用紙(様式-7)及び検査記録写真(申請者側にて撮影)を添付し工務担当に2部提出する。

2 前項の検査記録写真には、検査全般の状況、黒板等に検査年月日、検査場所、検査内容の事項、申請者名、検査員名が明記されたもの及び検査員が撮影されていなければならない。

(会社検査員の構成)

第12条 検査員は、作業部会員、工務担当及び関係課員で構成し、総員3名以上とする。その内1名は係長級以上とする。

(検査費用)

第13条 検査に要する費用(検査員に係る費用は除く)、設備、機材等はすべて申請者の負担とする。

(承認の有効期限)

第14条 承認の有効期限は、承認の日から満5年とする。

(承認の更新手続)

第15条 承認の更新手続は、満5年の有効期限を経過する場合に行う。更新時には、原則として新規承認時と同様の書類審査及び会社検査を実施する。

ただし、書類審査において第4条の承認基準について問題がないと判断できる場合は、委員会の審査結果により、会社検査を免除することができる。

(承認の取消)

第16条 承認後、重大な過失又は施工能力等に疑義が生じたときは、委員会において、審議・検討を行い、承認を取消す場合がある。

(決議)

第17条 継手専門業者の新規承認、承認更新、承認取消しに関する各決議は、委員会委員の決裁によって決議する。

(承認、更新、取消の決定通知)

第18条 前条の各決議に伴い、工務担当は継手専門業者及び関係所属長に通知する。

(事務処理)

第19条 この細目に係る事務処理は、工務担当において行う。

附則

この細目は、平成15年4月1日から施行する。

別表 1

作業部会	部会員	東部工事事務所工事担当係長
	部会員	西部工事事務所工事担当係長
	部会員	南部工事事務所工事担当係長
	部会員	北部工事事務所工事担当係長
	部会員	配水担当管理担当係長
	部会員	工務担当幹線設計担当係長

承認申請書類及び会社検査願書類

承認申請書類 (各 2 部提出)

- (1) 承認願 (新規・更新)(様式 - 1、2)
- (2) 誓約書 (様式 - 3)
- (3) 会社組織体制表 (様式指定なし)
- (4) 工事実績調書 (様式 - 4)
 - ・承認基準 (別紙 - 1) に基づく、過去 3 年間連続の実績
 - ・契約書の写し又は発注者の証明書
- (5) 主任技術者実務経歴書
- (6) 継手作業従事者の実務経歴書 (様式指定なし)
- (7) 継手作業従事者の日本水道協会、日本ダクタイル鉄管協会及び鉄管メーカー等主催の「配管技能講習会」修了証の写し
- (8) 労働安全衛生管理体制表 (様式指定なし)
- (9) 継手施工に必要な工機具類等の一覧表 (様式指定なし)
- (10) 工事写真 (継手作業・水圧試験等)
- (11) 会社経歴書及び会社案内 (様式指定なし)
- (12) 大阪市入札参加資格証 (土木工事・鋼管工事)
- (13) その他参考資料

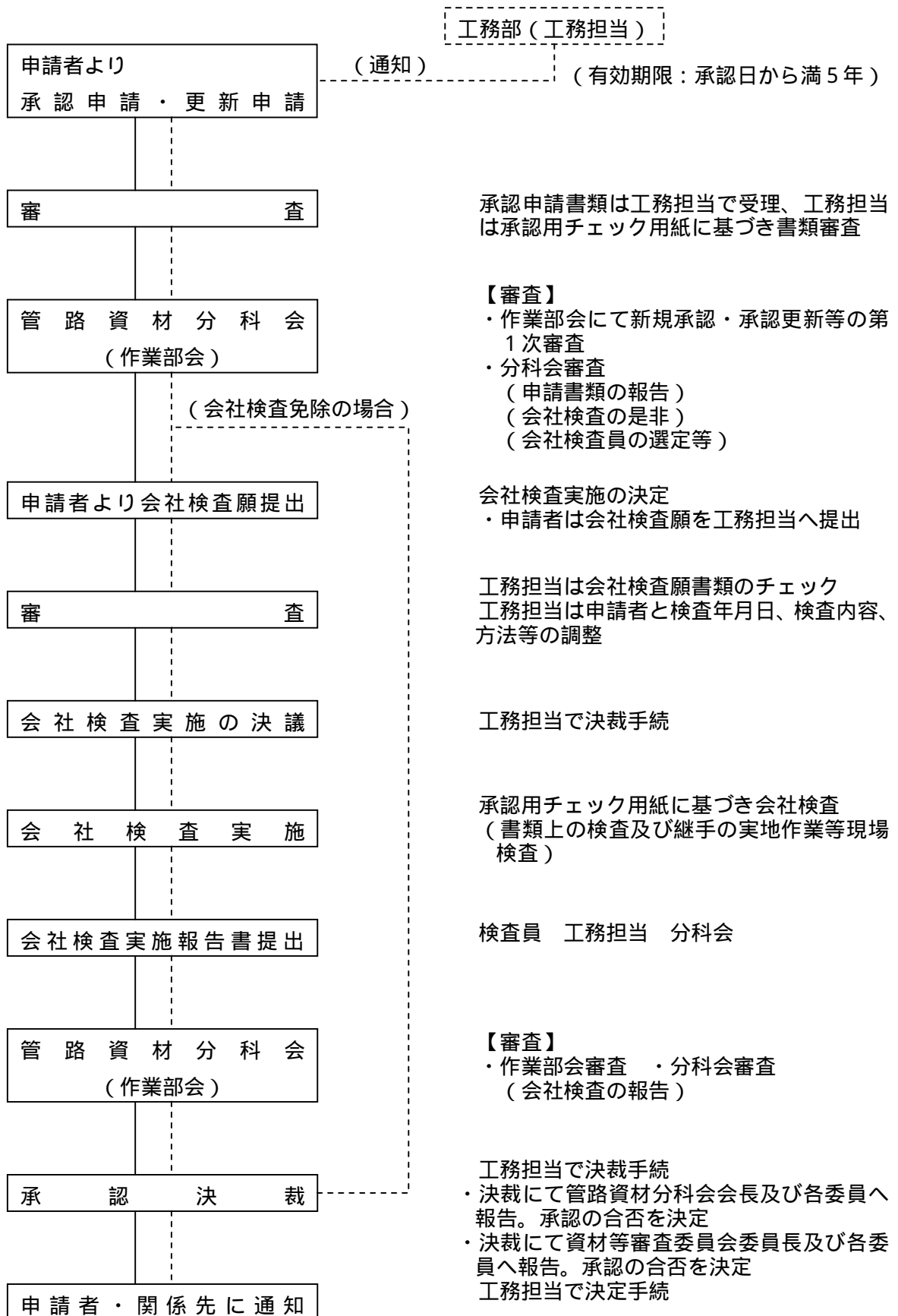
会社検査願書類 (各 2 部提出)

- (1) 会社検査願 (様式 - 6)
- (2) 検査スケジュール表 (様式指定なし)
- (3) 承認用チェック用紙 (様式 - 7)
- (4) 水道局庁舎から検査場所までの交通機関 (時刻表)・最寄り駅から検査場所までの詳細位置
図

【新規承認・承認更新の手続きフロー図】

【新規承認】

【承認更新】



継手専門業者の承認基準

1 承認方法

書類審査及び会社検査により承認する。

2 承認条件

- (1) 当該の承認申請年を含む過去3年間連続で、配水管口径400mm以上の耐震継手工事の施工実績(下請工事も可とする。)が毎年1件以上あり、その施工延長が同様に過去3年間で合計1.0km以上であること。
なお、承認の対象は配水管口径が400mm以上のNS、S、S、KF、U、UF、US、PI、PNの各継手である。
- (2) 会社に継手作業従事者が3名以上在籍していること。この継手作業従事者は、日本水道協会、日本ダクタイル鉄管協会等、主催の「配管技能講習会」の修了者もしくは、それと同等の技能を有していること。
- (3) 会社に建設業法による主任技術者の有資格者が1名以上在籍していること。
- (4) 継手施工に必要な工具、機具等が整備されていること。
- (5) 社内の労働安全衛生管理が適正に行われていること。
- (6) 継手に関する技術情報が、社内施工担当者全員に的確に周知できる体制であること。
- (7) 大阪市入札参加有資格会社であること。

3 提出書類

承認申請書類(各2部提出)

- (1) 承認願(新規・更新)
- (2) 誓約書
- (3) 会社組織体制表
- (4) 工事实績調書
- (5) 主任技術者実務経歴書
- (6) 継手作業従事者の実務経歴書
- (7) 上記、承認条件(2)の「配管技能講習会」等の修了証(写し)
- (8) 労働安全衛生管理体制表
- (9) 継手施工に必要な工機具類等の一覧表
- (10) 工事写真(継手作業・水圧試験等)
- (11) 会社経歴書及び会社案内
- (12) 大阪市入札参加資格証(土木工事・鋼管工事)
- (13) その他参考資料

会社検査願書類(各2部提出)

- (1) 会社検査願
- (2) 検査スケジュール表
- (3) 承認用チェック用紙
- (4) 水道局庁舎から検査場所までの交通機関(時刻表)・最寄り駅から検査場所までの詳細位置図

(但し、承認更新については、委員会の審査結果により会社検査を免除することができる。)

4 書類審査

申請書類に基づいて書類審査を行う。

5 会社検査

申請書類に基づいて会社検査を行う。

6 承認決定の方法

工務担当へ申請のあった承認願について、資材等審査委員会で承認基準に基づいて審査及び会社検査を行い、この結果、良好であれば委員会及び分科会各委員の決裁により承認する。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

(申請者)

所在地

会社名

代表者名

承認願(新規)

継手専門業者として、貴局のご承認をいただきたく、関係書類を添付のうえ申請します。

記

1 申請の要旨

2 添付書類

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

(申請者)

所在地

会社名

代表者名

承認願(更新)

継手専門業者として、引き続き貴局のご承認をいただきたく、関係書類を添付のうえ申請
します。

記

1 申請の要旨

2 添付書類

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

(申請者)

所在地

会社名

代表者名

誓約書

弊社は、次の事項を遵守し、誠実に施工することを誓約いたします。

記

- 1 経験豊富な熟練した有資格者による確実、安全な施工に心がけます。
- 2 常に継手業者としての自覚を持って施工を心がけ、新技術の習得に努めます。
- 3 当社の施工に起因する過失あるいは瑕疵については、当社が責任をもって誠実に対処いたします。

継手専門業者承認用チェック用紙

(書類審査用)

書 類	チェック基準	書類検査	備 考
1. 会社の体制			
(1) 誓約書			-
(2) 会社組織体制表			-
(3) 会社経歴書			-
2. 実績(申請より過去3年間を対象、年間1件以上の実績が必要)			
(4) 工事实績調書(様式-4)	・承認継手形式の記載の有無・請負金額 ・実績が承認継手口径及び耐震継手に該当か		- -
(5) 工事写真 (2~3例を添付)	・実績例の工事写真		会社検査 でも対象
3. 従事者の資格			
(6) 主任技術者実務経歴書及び 資格証	・土木施工管理技士1・2級または実務経験 による資格		-
(7) 継手従事者の資格証の写し (関係資格の取得) (更新履歴等) (講習会の履歴)	・日本ダクティル鉄管協会の「配管技能講習 会」の修了証取得の有無		-
	・鉄管メーカー等の「配管技能講習会」の 修了証取得の有無		-
(8) 継手従事者の実務経歴及び 関係資格の取得一覧表	・従事者の関係資格の有無		-
4. 必要機器、継手資料等			
(9) 必要工具・機具、資料等 一覧表	・継手作業の工具、機具、資料、記録簿等の 完備の有無		会社検査 でも対象
5. 労働安全衛生管理体制			
(10) 労働安全衛生上の管理体制	・安全衛生管理体制の組織表、労働災害に対 応する具体策等		会社検査 でも対象
6. 技術情報等伝達体制			
(11) 継手等に関する新情報	・情報収集、講習会開催等		-
7. 大阪市入札参加資格証			
(12) 大阪市入札参加資格証	・土木工事又は鋼管工事の認定		-

注1. 関係資格：土木施工管理技士、管工事施工管理技士等

必要機器：自社所有の継手施工用、工具・機具等

継手資料：日本ダクティル鉄管協会発行の「接合要領書」等

注2. 会社検査のチェック項目は会社検査において検査する。

平成 年 月 日

大阪市水道局長

様

(申請者)

所在地

会社名

代表者名

印

会社検査願

次のとおり会社検査をお願いします。

記

- 1 検査年月日 平成 年 月 日 (曜日)
- 2 検査場所 会社名
所在地
電話番号
- 3 検査目的
- 4 検査内容
- 5 添付書類

継手専門業者承認用チェック用紙

(会社検査用)

会社検査事項		チェック
書類検査		
項 目	・継手作業・水圧試験等の工事写真(2～3例)	
	・継手作業・水圧試験の記録簿(チェックシート等)	
	・継手作業・水圧試験の作業手順書	
	・継手材料・施工機具の保管状況及び出入庫表等	
	・労働安全衛生管理に関する記録簿	
	・安全点検・訓練等の記録簿	
継手作業実地検査		
項	・継手工具・機具・資料等(倉庫内保管状況含)	
	・継手作業・水圧試験作業(800以上)	
	・管及び継手材料の取扱い等	
目		

・会社検査の結果、合格と認めます。

・会社検査の結果、不合格とします。

検査の種類	検査年月日	検査員の所属	検査員名
会社検査	平成 年 月 日		印

平成 年 月 日

工務部長

様

検査員
所属
氏名

印

会社検査実施報告書

会社検査を実施したので、次のとおり報告します。

記

- 1 検査年月日 平成 年 月 日 (曜日)
- 2 検査場所 所在地・会社名
- 3 検査目的
- 4 検査内容
- 5 検査員
- 6 添付書類